公益社団法人秋田県農業公社建設工事等競争入札事務の取扱い

（目的）

第１　この取扱いは、公益社団法人秋田県農業公社が発注する建設工事、製造、建設コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）の請負又は委託契約に係る競争入札事務を適正かつ円滑に行うため、必要な事項を定めたものである。

（入札執行者）

第２　入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）は、契約担当者又は契約担当者があらかじめ指定した者とする。

（公告等）

第３　一般競争入札及び条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項については、契約担当者が定めるものとする。

２　契約担当者は、条件付き一般競争入札にあっては公益社団法人秋田県農業公社条件付き一般競争入札実施要綱の運用について（第３条関係）及び公益社団法人秋田県農業公社建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札実施要綱の運用について（第３条関係）に掲げる事項を公告しなければならない。

（指名競争入札における指名等）

第４　契約担当者は、秋田県が行っている建設業者等級格付名簿及び秋田県建設コンサルタント業務等資格者名簿に登載されている者の中から指名するものとする。

２　契約担当者は、次の各号に掲げる事項を明記の上、指名競争入札に係る指名通知を作成するものとする。

（１）入札に付する事項

（２）関係書類閲覧場所

（３）現揚説明の日時

（４）入札保証金及び契約保証金

（５）入札及び開札の日時及び場所

（６）その他

（予定価格の事前公表）

第４の２　建設工事並びに建設コンサルタント業務等の予定価格の事前公表はしない。

（入札参加資格等の取消し）

第５　契約担当者は、一般競争入札参加資格確認結果通知及び指名通知を確実な方法で行うものとし、これらの通知をした後当該入札が執行されるまでの間に秋田県建設工事入札参加者指名停止基準（平成６年９月１３日付け監－８４８）に基

づき指名停止された場合は、入札参加資格又は指名を取り消すものとする。

（施工条件等の明示等）

第６　契約担当者は、事前に充分現場等を調査し、設計図書の閲覧、貸出又は複写をもって施工条件及び契約条件等の明示を行うものとし、現場説明は行わないものとする。ただし、製造、建設コンサルタント業務等及び大規模かつ技術的に難易度の高い建設工事で設計図書の閲覧等のみによっては見積りが困難と認められるもの（以下「大規模等建設工事」という。）については、現場説明を行うことができる。

２　前項の大規模等建設工事に係る現場説明は、入札参加資格確認結果通知又は指名通知を行う前に行うものとする。

３　契約条件等は次の各号について、明示するものとする。

（１）前金払いの有無

（２）契約保証金の納付の有無

（３）建設労災補償共済制度、建設業退職金共済制度等の加入状況の提示等

（４）質疑応答期間の設定

（５）その他特に必要な事項

（見積期間）

第７　建設工事等の入札に当たっては、入札価格を算出するために必要な期間（以下「見積期間」という。）を設けなければならない。

２　前項の見積期間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは第２号及び第３号の期間を５日以内に限り短縮することができる。

（１）１件の予定価格が５百万円に満たない建設工事については１日（一般競争入札及び条件付き一般競争入札にあっては８日）以上

（２）１件の予定価格が５百万円以上５千万円に満たない建設工事等については１０日以上

（３）１件の予定価格が５千万円以上の建設工事等については１５日以上

３　見積期間の計算は、設計図書等の閲覧開始の日又は現場説明の翌日から起算し、入札日の前日までの期間について行うものとし、見積期間には土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（１２月２９日～１月３日）を含めないものとする。

４　設計図書等に対する質問期限日は、入札公告等を行った日の翌日から起算して５日目の日とするものとし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は算入しないものとする。ただし、第２項ただし書の規定により見積期間を短縮する場合は、この限りでない。

５　製造、建設コンサルタント業務等にあっては、入札価格を算出するための期間を考慮し設定するものとする。

（入札への参加者）

第８　次の各号の一に該当する者を入札に参加させてはならない。

（１）入札日において、入札参加資格又は指名を取消されている者
（２）正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者

（入札保証金）
第９　入札保証金は免除する。

（入札の場所）
第１０　入札は、入札が適正に行われるような場所で執行しなければならない。

（入札の準備）
第１１　入札執行者は、予定価格調書、くじその他入札の執行に必要なものを準備しなければならない。

（入札辞退）
第１２　競争入札において、入札参加者が入札を辞退しようとするときは、入札執行者は、当該入札参加者に対し、次の各号に掲げるところにより入札辞退届等を書面で提出させるものとする。
（１）入札執行前にあっては、入札辞退届（様式１）を持参又は郵送により提出させること。
（２）入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させること。
２　契約担当者は、入札を辞退した者に対しこれを理由として以後の指名等について不利益な取扱いをしてはならない。

（入札の取止め等）
第１３　入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。
２　天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることができる。
３　前２項の場合、入札執行者は、入札取止め等の理由を明記した報告書を契約担当者又は委任者に提出しなければならない。ただし、入札期日を変えないものについてはこの限りではない。

（入札の秩序）
第１４　次の各号の一に該当する者は、入札執行の場所から退場させることができる。
（１）私語、放言等をなし、入札の執行を妨げた者
（２）不穏の行動をなす者

（入札の執行）
第１５　入札は、入札執行時間に達したときに入札会場を閉鎖し、入札を開始する旨を告げ、入札参加者に入札書を提出させ、又は入札箱に投入させることにより行う。
２　契約担当者が承諾し、又は契約担当者の指示により書面で提出させる場合は、前項に定めるところによる。
３　代理人が入札する場合は、委任状を提出させなければならない。
４　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
５　入札書の金額については、見積った契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を記載させるものとする。

（入札書の書換え等の禁止）
第１６　入札執行者は、入札書の書換え、引換え又は撤回をさせてはならない。

（無効の入札）
第１７　次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
（１）入札に参加する資格のない者のした入札
（２）入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
（３）同一の入札について、２以上の入札をした者の入札
（４）同一の入札について、２人以上の入札者の代理人となった者の入札
（５）談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
（６）入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
（７）委任状を持参しない代理人のした入札
（８）記名押印を欠く入札
（９）建設工事の入札において、見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者又は提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合における当該見積内訳明細書を提出した落札候補者のした入札
①　提出者の商号若しくは名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるもの
②　建設工事の件名の記載がないもの
③　工事価格の記載がないもの又は工事価格と入札金額が異なるもの
④　入札金額の内訳の記載がないもの
（10）前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

（開札）
第１８　開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札参加者の立会いのもとに行わなければならない。
２　前項の場合において、入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務

に関係のない職員を立ち会わせなければならない。
３　入札執行者は、開札を宣言した上、直ちに入札書を開封し、その適否の審査を行わなければならない。
４　開札は、開札の場所において、入札参加者の氏名及び入札金額を読み上げて行うものとする。

（落札者の決定）
第１９　入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引きの秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。低入札価格調査制度を適用する場合は、公益社団法人秋田県農業公社低入札価格調査実施要領又は公益社団法人秋田県農業公社建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査実施要領の規定に基づき落札者を決定する。
２　入札執行者は、落札者を決定したときは直ちに口頭、書面又は電話、電子メールによりその旨を落札者に通知しなければならない。
３　最低制限価格制度は、低入札調査価格制度を適用する建設工事並びに建設コンサルタント業務等以外の建設工事並びに建設コンサルタント業務等に係る入札に適用する。
　ただし、工事価格及び建設コンサルタント業務等価格の算定において、積算基準に寄らず見積もりが過半を占める等、低入札調査価格制度及び最低制限価格制度が適さないと判断される場合は適用しない。
４　最低制限価格の算定は、「公益社団法人秋田県農業公社低入札価格調査実施要領」又は「公益社団法人秋田県農業公社建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査実施要領」に定める調査基準価格の算定と同様とし、予定価格調書（様式３、４）を作成するものとする。

（同価格の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）
第２０　入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定しなければならない。
２　前項の場合においては、初めにくじにより、落札者を決定するくじを引く順番を決め、その順番で落札者を決定するくじを引かせるものとし、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせなければならない。

（再度の入札）

第２１　入札執行者は、開札をした場合において、落札とすべき入札をした者がいないときは直ちに、又は別に日時を指定して、再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は原則として１回までとする。

２　前項による再度の入札を行うときは、次の各号の一に該当する者は再度の入札に参加することができない。

（１）第１７第１号から第５号までのいずれかに該当し、入札を無効とされた者

（２）第１７第１０号に該当し、入札を無効とされた者で再度の入札に参加させることが不適当と認められるもの

（３）最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回った価格で入札した者

３　第１２及び第１３の規定は、再度の入札の場合に準用する。

（不調時の取扱い）

第２２　入札執行者は、再度入札によってもなお落札者がないときは入札を打ち切るものとし、予定価格と最低入札金額との差が小額で随意契約ができると認められる場合を除き、指名替等を行い、新たな入札を行うこととする。

（契約保証金）

第２３　落札者は、契約書の提出と同時に請負代金額の１０分の１（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、１０分の３）以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証の一（役務的保証にあっては請負代金額の１０分の３以上の金額を保証する公共工事履行保証証券による保証）を付さなければならない。ただし、あらかじめ契約担当者が契約保証金を必要としない旨を示した場合は、この限りでない。

（１）契約保証金の納付

（２）契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供

（３）銀行等又は保証事業会社の保証

（４）公共工事履行保証証券による保証

（５）履行保証保険契約の締結

２　建設コンサルタント業務等委託契約については、次のいずれかによる場合、契約保証金を免除できる。

（１）契約保証金免除申請のいずれかの理由による場合

（２）秋田県財務規則第176条第6号を準用する場合（少額随意契約）
随意契約を締結する場合において、契約予定金額が100万円以下である場合

（３）落札者は、契約保証金の納付の免除を受けたい場合は、「契約保証金免除申請書」を提出すること。

３　請負対応額５００万円未満の工事については、「工事請負契約書に添付する契約事項の運用基準（平成8年3月27日監-1865）」を準用し、原則として契約の保証を付させないものとする。ただし、工事の内容その他特に必要と認められる工事についてはこの限りでない。

（契約書の提出）
第２４　契約担当者は、契約書又は請書を作成する場合においては、落札者に契約書等に記名押印させ、落札通知した日から５日以内に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けた時は、この限りでない。
２　落札者が前項の期間内に契約を締結しなかった場合は、その落札は効力を失う。

（異議の申立て）
第２５　入札執行者は、入札後、入札参加者からの契約書、契約事項の各条項、設計書、仕様書、図面、現場説明事項についての不明又は錯誤を理由とした異議は認めないものとする。

（入札結果等の公表）
第２６　工事等の請負業者名及び最終入札結果等については、次の各号に掲げるところにより公表するものとする。
（１）公表の対象
　請負対応額２５０万円以上の工事等とする。
（２）公表の方法
　公社ホームページに掲載

（その他）
第２７　入札執行者は、次の各号に掲げる建設工事等の入札において、入札参加者に見積内訳明細書を提出させるものとする。
（１）全ての建設工事
（２）前号に掲げるもののほか、低入札価格調査制度を適用する建設コンサルタント業務等
２　前項の規定により見積内訳明細書を提出させる場合は、その旨を入札公告、入札説明書又は指名通知書に記載しなければならない。
３　第１項に定めるほか、入札執行者は、当該入札を公正に執行するために必要があると認めたときは、入札参加者に見積内訳明細書又は誓約書（様式２）の提出を求めることができるものとする。

附　則
１　この取扱いは、平成２４年４月１日から施行する。
附　則
１　この取扱いは、平成２５年４月１日から施行する。
附　則
１　この取扱いは、平成２６年５月１２日から施行する。
附　則
１　この取扱いは、平成２７年５月１１日から施行する。

附　則
１　この取扱いは、平成２８年５月１１日から施行する。
附　則
１　この取扱いは、平成２９年４月１８日から施行する。
附　則
１　この取扱いは、平成３０年４月１日から施行する。
附　則
１　この取扱いは、平成３０年９月１日から施行する。
附　則
１　この取扱いは、令和元年５月１日から施行する。
附　則
１　この取扱いは、令和２年５月１日から施行する。
附　則
１　この取扱いは、令和５年４月１日から施行する。

（様式１）

入 札 辞 退 届

令和　　年　　月　　日

公益社団法人秋田県農業公社
　　理事長　　○○　○○

（入札者）
住　　所
商号又は名称
氏　　名　　㊞

次の工事(業務)について指名を受けましたが（入札参加確認申請しましたが）、都合により入札を辞退します。

記

工 事 (業 務) 名

工事(業務)番号

工事(業務)場所

（様式２）

令和　　年　　月　　日

公益社団法人秋田県農業公社
　　理事長　　○○　○○

住　　所
商号又は名称
氏　　名　　㊞

誓　約　書

当社は、次の工事（業務）の入札に当たり、関係諸法令及び建設工事等指名競争入札心得を遵守し、一切の不正な行為をしないことを誓約します。
なお、これに反したときは、入札を無効とされても異議ありません。

工事（業務）名

工事（業務）番号

工事（業務）箇所

（様式３）

工事番号	

予　定　価　格　調　書

予定価格（税込）　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札比較価格（税抜）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札比較価格に対する 最低制限価格（税抜）	

ただし、　　の予定価格

令和　　年　　月　　日

工事価格（税抜）	

職氏名　　印

（様式４）

委託番号	

予　定　価　格　調　書

予定価格（税込）　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札比較価格（税抜）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札比較価格に対する 最低制限価格（税抜）	

ただし、　　の予定価格

令和　　年　　月　　日

委託価格（税抜）	

職氏名　　印